

法定管轄裁判所に訴えが提起され、専属的合意管轄裁判所への移送申立てがされた事案において、民訴法16条2項、17条及び20条1項により法定管轄裁判所において審理することが許されるとされた事例（名古屋高裁平成28年8月2日決定）

【文献種別】 決定／名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 平成28年8月2日

【事件番号】 平成28年（ラ）第223号

【事件名】 移送却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する再抗告事件

【裁判結果】 再抗告棄却（確定）

【参照法令】 民事訴訟法16条2項・17条・20条1項

【掲載誌】 判タ1431号105頁

LEX/DB 文献番号 25448249

事実の概要

X（原告・相手方）がY（被告・再抗告人）と締結したYの保有する英語教育プログラムの日本における普及方法の開発、営業活動業務等を分担して行い、契約先からの委託金額配当分の50%ずつを成功報酬として受け取るという内容の業務提携契約（以下「本契約」という。）に基づく成功報酬をYが支払わないとして、契約上の義務履行地であるXの本店所在地を管轄する安城簡易裁判所に訴えを提起したところ、Yが本契約書にはYの住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする旨の定めがあるとして、民事訴訟法16条1項に基づき、広島簡易裁判所への移送を申し立てた事件である。

原々審は、Yの移送申立てを却下し、原審も当事者間で専属的合意管轄が成立している場合であっても、受訴裁判所が法定管轄を有し、かつ、当事者及び尋問を受けるべき証人その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避けるために、当該受訴裁判所で審理する必要があると認められるときは、民事訴訟法16条2項、17条及び20条1項の趣旨を類推して、当該受訴裁判所において審理することが許されるとした上で、本件では、受訴裁判所において審理することが訴訟の著しい遅滞を避けるために必要と認められると判示してYの即時抗告を棄却した。これに対してYは、契約当事者間の管轄合意には一定の重みが認められるべきであること、専属的合意に反して法定管轄裁判所で審理することが許されるためには、法定管轄裁判所で審理する「特段の事情」が認められ

る必要がある、単なる必要性で足りるとした原決定には民事訴訟法17条の法令解釈を誤った違法があると主張して再抗告をしたものである。

決定の要旨

再抗告棄却（確定）。

「Yは、契約当事者が管轄裁判所について合意をしているときは、当該管轄合意に一定の重みが認められるべきであるから、受訴裁判所で審理することが許されるためには、訴訟の著しい遅滞を避けるために必要と認められる場合というだけでは足りず、当該受訴裁判所で審理する『特段の必要性』が認められる必要がある、単なる必要性で足りるとした原決定には、法17条の法令解釈を誤った違法があると主張する。」

「しかしながら、法17条は、当事者が専属的管轄合意をしている場合にも適用されるのであるから（法20条1項）、専属的管轄合意があっても、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認められるときは、当事者の合意により当該訴訟につき専属管轄を有する裁判所（以下『専属的合意管轄裁判所』という。）に提起された訴訟を、専属的管轄合意がなければ当該訴訟につき管轄を有すべき他の裁判所（以下『法定管轄裁判所』という。）に移送することが許される。この趣旨に照らせば、これとは逆の場合、すなわち、法定管轄裁判所に訴えが提起され、専属的合意管轄裁判所への移送申立てがされた場合の判断基準も同様に考えるのが合理的であって、逆の場合についてのみ、『特段の必要性』との要

件を付加すべき根拠は見だし難い。」

「この点、再抗告人は、専属的管轄合意に一定の重みが認められるべきであると主張するが、それは法 17 条の適用場面にも妥当するのであって、法が、専属的管轄合意がある場合には法定管轄裁判所で審理する特別の必要性を要求するとの立法政策をとっていない以上、上記主張は採り得ない。したがって、専属的管轄合意があることが、法 17 条にいう『その他の事情』として考慮されることはあるとしても、それも考慮した上で、『訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要がある』と認められた場合には、専属的合意管轄裁判所に移送せずに、法定管轄裁判所において審理することが許されると解するのが相当である。」

判例の解説

一 本決定の意義

本決定は、当事者があらかじめ専属的管轄裁判所の合意をしていたにもかかわらず、かかる合意に反し、専属的合意管轄裁判所ではなく法定管轄裁判所に訴訟を提起した訴えを専属的合意管轄裁判所に移送することができるかという問題について、民訴法 17 条及び 20 条 1 項により、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者の衡平を図るため必要があると認められるか否かにより移送の可否を判断するという、専属的合意管轄裁判所に提起された訴えを法定管轄裁判所に移送することができるかという問題と同様の判断基準によるべきであり、本件に特段の事情の要件を付加すべき根拠は見だし難いとして、再抗告人の移送申立てを棄却したものである。

民訴法 11 条は、当事者による管轄の合意の要件を定めているが、平成 8 年の民訴法改正以前は、当事者が特定の裁判所を専属的に合意した場合の効果が発令で定められている専属管轄と全く同じであるのかという問題が議論されていた¹⁾。そこで平成 8 年の民訴法改正時に、民訴法 16 条 2 項の但書きにおいて「当事者が第 11 条の規定により合意で定めたものを除く」と定め、合意による簡易裁判所の専属管轄の場合には、地裁に訴えが提起された場合でも地裁が自庁処理できるようにし、さらに民訴法 20 条で合意による専属管轄であれば 17 条から 19 条までが適用されると規定

することで、その効果を明確にするとともにかかる問題について立法的な解決を図った。すなわち、専属的合意管轄を認める一方、かかる専属的合意管轄には法律で定めた専属管轄ほどの強い効力を認めないということを民訴法 16 条 2 項及び 20 条で規定している²⁾。

本件で問題となったように、訴訟当事者が専属的合意管轄裁判所を定めていたにもかかわらず移送の問題が争われる場合としては、次の 2 つが想定される。すなわち、①専属的合意管轄裁判所に訴えが提起され、法定管轄裁判所への移送の申立てがなされた場合と、②専属的合意管轄に反して法定管轄裁判所に訴えが提起され、専属的合意管轄裁判所に移送の申立てがなされた場合の 2 つであるが、本決定の事件は、②の場合に該当する。①の場合は、民訴法 17 条の規定する要件を充たすか否かによって移送の可否が判断されるが、②の場合は民訴法上に明文の規定が存在しないために解釈上争いがある。この問題について学説は、合意管轄裁判所での審理が訴訟に著しい遅滞をもたらすときか、当事者間の衡平を害するおそれがあるときには、民訴法 16 条 2 項及び 17 条の趣旨を類推して移送をしないこともできると解している。また専属的管轄の合意がある場合にも、「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認めるとき」には民訴法 17 条及び 20 条により事件を他の法定管轄裁判所に移送することが許される³⁾。旧民訴法 31 条（現行法 17 条）下では、通説・裁判例は、著しい遅滞を避ける公益上の必要のある場合には法定管轄裁判所に移送することができる⁴⁾と解していたが、同条は合意を無視して適用するだけの強い根拠はなく、当事者双方が管轄の合意を破棄する趣旨で移送の申立てをした場合のほかは、同条を適用すべきではないという反対説も主張されていた⁴⁾。

実務上、約款をはじめとして、当事者が締結する契約書の中には専属的合意管轄裁判所に関する条項が置かれていることが一般的である。前述したように、本決定は、当事者間に有効な専属的管轄の合意が存在する場合に、かかる合意に反して法定管轄裁判所に訴えを提起することが許されるのか、仮に許される場合にはいかなる要件の下に法定管轄裁判所による訴訟が認められるのかという問題に加え、民訴法 16 条 2 項、17 条、20 条 1 項の趣旨を類推する場合はいかなる判断基準に

よるべきかという理論上の問題のみならず、契約実務上一般的に行われている専属的合意管轄の効力を否定する場合はいかなる要件に基づいて認められるかという問題についての解釈例を示したものであり、実務上の意義も有するものである。

二 民訴法 17 条の規定する遅滞を避ける等のための移送

民訴法 17 条は、たとえ訴えが管轄権を有する裁判所に提起された場合であっても、その裁判所が①当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避けるために必要がある場合、又は②当事者間の衡平を図るために必要があると認めるときのいずれかに該当すると判断した場合には、訴訟の全部又は一部を移送することができる⁵⁾。これは平成 8 年の民訴法改正により民訴法 17 条の移送の要件を弾力化し、専属的管轄合意の効力を否定して移送できる場合を公益的理由に限定せず当事者の利益を考慮することを認めるよう立法的に解決したものである⁶⁾。

この①の要件は、証拠調べによる手続遅滞、制度費用負担者や他の制度利用者は無用な負担をかけることを防止するといった公益上の理由により、②の要件は、平成 8 年の民訴法改正で新たに付加された要件であり、旧民訴法 31 条に規定されていた「著キ損害」を避けるために必要があることの要件を緩和・修正したものである⁷⁾。とくに②の要件は、一般市民と企業との間の契約など、当事者間の実質的対等関係が担保されていない場面を想定したものである。この①及び②の要件は抽象的なものであり、当事者の事情、訴訟経済その他の公益上の理由を総合的に比較衡量して判断することになる⁸⁾。

民訴法 17 条は明示的に「当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地」を考慮すべき事情として挙げているが、それ以外にも「その他の事情」として当事者の身体的な事情、訴訟代理人の有無及びその事務所の所在地、当事者双方の経済力、請求の種類やその内容等が考慮される⁹⁾。

三 移送申立てに関する裁判例

ここで本決定の法的問題点を検討する上で、東

京高決平 22・7・27 を概観する¹⁰⁾。同事件の事案は、原告人 Y と相手方 X が店頭金融デリバティブ取引を行っていたところ、X が、同取引は公序良俗違反、適合性原則、説明義務及び指導助言義務違反であり違法であると主張して、不法行為に基づく損害賠償金 2 億 7,000 万円余及びその遅延損害金の支払いを求めて長野地方裁判所上田支部に訴訟を提起した。これに対し Y は、本件契約中には東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする定めがあると主張して、民事訴訟法 16 条 1 項に基づき管轄違いを理由として東京地方裁判所への移送を申し立てたところ却下されたため、Y が原告した事件である。

東京高裁は、民訴法 11 条の規定する合意管轄の成立を肯定し、東京地裁の専属管轄に属することを判示した上で、「民訴法 17 条、20 条 1 項の規定によれば、当事者の合意により当該訴訟につき専属管轄を有する裁判所（以下『専属合意管轄裁判所』という。）に訴えが提起された場合であっても、当該裁判所は、訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者の衡平を図るため必要があると認めるときは、当該訴訟を専属的管轄合意がなければ当該訴訟につき管轄を有すべき他の裁判所（以下『法定管轄裁判所』という。）に移送することができる」と解される。この規定の趣旨に照らせば、当事者が、専属的な管轄合意に反して法定管轄裁判所に訴えを提起した場合であっても、訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図るために、専属合意管轄裁判所に移送することなく当該法定管轄裁判所で審理する特段の必要があると認められるときは、専属的管轄の合意にもかかわらず、当該法定管轄裁判所が管轄を有するものと解するのが相当である」とし、特段の必要の有無について検討を行った上で、東京地方裁判所の専属管轄に属すると判示した。

また、近時の東京高裁の事件としては、東京高決平 25・2・8¹¹⁾ がある。この事件は合意管轄裁判所に提起された訴えが法定管轄裁判所への移送申立てがなされた事案である。

四 本決定の検討

以上を踏まえて、本決定について若干の検討を行う。本決定及び平成 22 年東京高裁決定における裁判所の結論は、専属的合意管轄に反して他の法定管轄裁判所に訴えが提起され、専属的合意管

管轄裁判所への移送申立てがなされた場合の移送の可否は、民法17条の趣旨を斟酌して、訴訟の著しい遅滞を避けるため、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認められる特段の事情の有無により決められるということであった。この問題は、専属的合意管轄裁判所に訴えが提起され、法定管轄裁判所に移送が申し立てられた問題と表裏一体の関係であるといわれている¹²⁾。

本決定において名古屋高裁は、民法17条は、専属的合意管轄がある場合であっても適用されるのであって、民法17条の適用に際しては、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認められるときという要件を満たしていれば足り、専属的合意管轄の存在はあくまで「その他の事情」の1つに過ぎないと解釈して移送申立てを棄却した。

本決定は、専属的管轄合意が存在することをその他の事情の1つとして考慮すること自体を否定してはいるが、専属的管轄合意を考慮してもなお訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要がある場合には、法定管轄裁判所における審理が許容されると説示し、かかる解釈は専属的合意管轄裁判所から法定管轄裁判所へ移送申立てがなされた場合と反対の場合とで異ならないとする¹³⁾。

本決定が提起した問題は、当事者の専属的合意管轄を尊重しつつも、それを覆すだけの著しい訴訟の遅滞、又は当事者間の衡平を害するような考慮すべき事情があるか否かにより移送の可否を決するという17条の解釈をめぐる争いである。本決定の立場は、専属的管轄合意はあくまでその他の事情の1つに過ぎないというものであり、この考え方は民法改正時の基本的考え方に合致するものである。法定管轄裁判所に訴えが提起され、専属的合意管轄裁判所へ移送申立てがなされた場合の判断基準をその反対の場合と同様に考えるのが合理的であると解した本決定の判断自体には賛成すべきと考えるが、民法が許容している訴訟契約をどのように評価するか、すなわち専属的管轄の合意の意義をどのように評価するかは、実務における専属的管轄の合意の運用状況を鑑みてもなお慎重な検討を要するべきではないかと考える。

●—注

1) ジュリ増刊『研究会 新民事訴訟法——立法・解釈・運用』

(有斐閣、1999年) 36頁。

- 2) このような立法がなされた背景については、ジュリ・前掲注1) 36頁、笠井正俊＝越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕』(日本評論社、2013年) 101頁〔越山和広〕。なお、簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする場合の問題については、最決平20・7・18(民集62巻7号2013頁、判時2021号41頁、判タ1280号118頁)、右事件の評釈として藤本利一・民法判例百選〔第5版〕3事件10頁、本問題を含む移送制度の問題については、花村良一「移送制度の問題」『新民事訴訟法の争点』(有斐閣、2009年)46頁以下等を参照。
- 3) 秋山幹男＝伊藤眞ほか編『コンメンタール民事訴訟法I〔第2版追補版〕』(日本評論社、2014年)182頁、兼子一ほか編『条解民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年)126頁以下。
- 4) 菊井維大＝村松俊夫『全訂民事訴訟法I』(日本評論社、1993年)147頁、176頁。
- 5) 遅滞とは、証拠調べの手間等に起因する審理の遅滞を意味し、公益的な要素を、当事者間の衡平とは当事者の訴訟追行の負担の均衡を意味する。伊藤眞『民事訴訟法〔第5版〕』(有斐閣、2016年)96頁以下、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』(弘文堂、2015年)309頁。
- 6) ジュリ・前掲注1) 38頁。
- 7) 秋山ほか・前掲注3) 205頁、花村・前掲注2) 47頁、河野正憲『民事訴訟法』(有斐閣、2009年)74頁。
- 8) 秋山ほか・前掲注3) 206頁。事件の性質上高度の専門的知識を有する裁判所による審理が適当であるという事情もその要素となる。兼子ほか・前掲注3) 127頁。
- 9) 法務省民事参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』(商事法務、1996年)43頁、中野貞一郎『解説新民事訴訟法』(有斐閣、1997年)27頁。
- 10) 金法1924号103頁。本事件の評釈として齋藤哲・リマークス45号94頁。紙幅の関係上、移送の申立てに関する他の裁判例については、本稿において詳細な検討は行わない。なお旧法下における移送の申立てに関する裁判例については秋山ほか・前掲注3) 206頁以下、齋藤・前掲95頁以下、現行法下における裁判例については、秋山ほか・前掲注3) 208頁以下、また昭和期の判例・学説を分析したものについて吉野正三郎＝齋藤哲「民事紛争における『裁判地』の決定をめぐる裁判例の研究」東海4号25頁以下を参照。
- 11) 消費者法ニュース96号347頁。
- 12) 判タ1431号106頁本決定解説部分、金法・前掲注10) 104頁コメント部分、ジュリ・前掲注1) 38頁、齋藤・前掲注10) 95頁。
- 13) 判タ・前掲注12) 106頁本決定解説部分。

*本稿脱稿後、上田竹志・法セ750号108頁に接した。